

鉄鋼業での死亡災害事例(平成28年)

平成28年6月末現在

発生月	管轄局	災害の概要
1月	愛媛局	裁断された鉄くずをトラックに積込む作業中、天井クレーンのリフティングマグネットの操作を誤り、クレーンの運転者がリフティングマグネットと運転室窓の間に挟まれたもの。
1月	神奈川局	屋外の天井クレーンの点検作業を行っていたところ、点検歩道への通路が腐食により傾き、約20m下の地面に墜落したもの。
1月	愛知局	鋼片(重量250kg)をクレーンのリフティングマグネットを使ってつり上げ、移動していたところ、リフティングマグネットから鋼片が外れ、落下した際、クレーン運転者に激突したもの。
2月	奈良局	床に落ちたショット玉の回収作業中に、ベルトコンベアの回転軸に右半身を巻き込まれたもの。
2月	大分局	工場建屋内にて設備のメンテナンスをするため配管を外そうとしたところ、設備から噴出した高温のスラグ(溶融鋼)に接触し、全身熱症を負ったもの。
2月	大分局	屋外の原料の荷揚装置において清掃作業を行っていた労働者が、約7m下に墜落したもの。
2月	愛知局	金型の注湯口側の金蓋取付作業後、使用したピン抜き用の治具を取る際に、遠心鑄造機上で、約800rpmで回転する金型注湯口側の金蓋固定用のコッターピンに接触し巻き込まれたもの。
5月	千葉局	天井クレーン(20t)を用いて、荷を移動させている途中、吊り具のハッカーが外れ、荷が落下し、その荷が被災者に激突したもの。
6月	千葉局	天井クレーン(15t)を使用し、無線運転していたところ、運んでいた荷と部品置場に置かれていた部品との間にはさまれたもの。

一般機械器具製造業での死亡災害事例(平成28年)

平成28年6月末現在

発生月	管轄局	災害の概要
1月	群馬局	NC旋盤を使用して、一般機械器具の部品製造において、加工後の材のバリ取りをするため、旋盤のカバーを開け回転中の加工物にサンドペーパーを押し当てていたところ、巻き込まれたもの。
3月	北海道局	鉄骨部材の下に垂木を配置するため鉄骨部材の近くで待機していたところ、別の作業者が天井クレーンで鉄骨部材をつり上げようと地切りした際、鉄骨部材が横にずれ、隣に置いてあった同形状の鉄骨部材に激突し、激突された鉄骨部材が被災者側へ倒れ、下敷きとなったもの。
3月	長野局	第一種圧力容器の缶体のフランジ加工を行うため、フライス加工機の加工台に缶体を固定する作業を行っていたところ、加工台の上に置かれた缶体と缶体を挟み込む治具との間に頭部がはさまれたもの。
4月	茨城局	トラクターのデファレンシャルギアの耐久テストを行うため、トラクターの後輪の駆動軸を走行負荷ベンチという機械に取付けた状態で搭乗し、起動させたところ、駆動軸が後退方向に回転し、それに伴い車体が後退したため、車体と地面との間に体がはさまれたもの。
5月	宮城局	製材工場に納入した帯のこ式自動製材機械の不良を調整後、試運転のために当該機械で製材した木材を仕分けする自動搬送機のスイッチを入れたところ、当該自動搬送機にはさまれたもの。

紙パルプ製造業での死亡災害事例(平成28年)

平成28年6月末現在

発生月	管轄局	災害の概要
1月	兵庫局	シート状の段ボールを積み上げて重り(640kg)を載せ、蒸気を吹き付ける作業をしていたところ、段ボールが倒壊し、重りの下敷きになった。
1月	北海道局	古紙保管ヤード内での古紙の塊のはい崩し中、はいから古紙2個をフォークリフトで、抜き取ったところで、当該はいが崩壊し、パレットの片付け作業をしていた被災者がその下敷きになったもの。
3月	静岡局	工場の粉砕工程への材料供給を行う際に、テルハでフレキシブルコンテナ(700kg)を吊って、コンテナ下部の巾着紐の緩め作業を一人で行っていたところ、玉掛け用具にしていたナイロン紐が切れ、落下したコンテナとホッパーとの間に、頭部と左手をはさまれたもの。
4月	埼玉局	高さ2.68メートルのコンベヤにおいて、製品詰まりが生じたため、コンベヤを停止させることなく、それを取り除いたところ、止まっていた仕分け用の器具が動き出し、当該器具に被災者が押し出され墜落したもの。
4月	北海道局	製紙工場において、紙の原料をすく作業中に紙が切れ、復旧のため、製造装置を停止させずに湿紙を取り除く作業を行っていた被災者が、回転していたロール機(直径22cm)とロール機(直径1m52cm)の間にはさまれたもの。

食料品製造業での死亡災害事例(平成28年)

平成28年6月末現在

発生日	管轄局	災害の概要
1月	神奈川局	食品製造装置における牛乳の異物混入原因調査の際、配管継ぎ手フランジパッキンの破損状況確認中に、高さ4.2メートルの脚立を正しく設置せずに登っていたため、バランスを崩し、当該脚立から約2.4メートル墜落したものの。
1月	奈良局	トラックで高速道路を走行している際に、前方走行中のトラックを追い越そうとして、当該トラックの右後方側面に接触し、弾みで中央分離帯及び路肩側壁に衝突してトラックが横転したものの。
1月	兵庫局	製品(砂糖)を乾燥、冷却するためのドライヤークーラー内部の回転羽根洗浄作業中、当該回転羽根を停止させずに、こびりついた砂糖を洗い流していたところ、回転羽根に巻き込まれたものの。
2月	鹿児島局	長さ12mのH鋼の梁をフォークリフトで運搬中、当該フォークリフトが前後に揺れたため、介添者が当該梁を手で抑えようとしたところ、梁が落下して下敷きになったものの。
2月	福島局	アイスクリーム硬化用スパイラルコンベヤのメインチェーンへのグリス塗布中に、当該コンベヤの駆動部分に近づいたため、作業服が巻き込まれ、メインチェーンと駆動スプロケットに上半身が挟まれてたものの。
2月	静岡局	飲料製造過程で発生する残さを貯蔵庫に排出するコンベヤの洗浄後、洗浄状況を点検口から確認した際に左手をコンベヤに巻き込まれたものの。
3月	滋賀局	配達業務のために軽ワゴン車を運転していたところ、対向車の大型トラックと正面衝突したものの。
3月	奈良局	酒醸造工場の開放タンクにて醸造過程の醪(もろみ)のサンプル採取の為、タンク(高さ約2m×直径約2m)の外周に木製ハシゴを立て掛け、攪拌等作業を単独で行っていたところ、当該開放タンク内に転落したものの。
4月	三重局	被災者は、工場の屋根上で柱の塗装作業を行っていたところ、3.79メートル下の地面に墜落した。
4月	福島局	労働者2名でタンク周りに設置された木製の足場(高さ約1.7m)上で酒造で用いるタンクの上部に保温用のシートを取り付ける作業を行っていた際、シート固定用のロープを締めていたところ、当該ロープが切れ、ロープを引っ張っていた被災者が、作業足場上から床面へ墜落したものの。
4月	和歌山局	ペットボトルの材料の入ったフレコンバック(1袋1050kg)を工場内に2段積で保管していたが、下段のフレコンバックに穴が空いていたため、それを補修していたところ、上段のフレコンバックが落下し、下敷きとなったものの。
4月	愛知局	段ボール箱の計数のために、トラックの荷台に登ろうとした際に、トラックの荷台(高さ85cm)から転落したものの。
5月	北海道局	敷地内の作業道(幅員4.7m)をフォークリフトで後進走行中、路肩から逸脱し、高さ1.8m下の沢へフォークリフトと共に転落し、車体の下敷きとなったものの。

金属製品製造業での死亡災害事例(平成28年)

平成28年6月末現在

発生月	管轄局	災害の概要
1月	埼玉局	金属排水蒸発濃縮設備の洗浄作業中に、当該設備が爆発し、硝酸溶液及び窒素酸化物を含む有毒ガスが噴出し、他の排水処理装置の運転管理を行っていた2名が被災したものの。
2月	静岡局	別の作業者が天井クレーンのフックがH鋼に引っかかっていた状態に気付かず、天井クレーンをつり上げようとしたため、それに気付いた被災者がフックを外そうとしたが、H鋼がバランスを崩して倒れて、H鋼の下敷きになったものの。
2月	大阪局	床上操作式天井クレーンで材を運搬していた際、作業場所から高さ1.65メートル下の床に墜落したものの。
2月	茨城局	ばねの表面処理装置(自動運転)を使用して、処理前のばねが入ったステンレス製容器(カゴ)を装置にセットし、処理した後、同容器を装置から取り出す作業中に、当該装置の柱(H鋼)と搬器に上半身をはさまれたものの。
3月	鳥取局	工場の建築資材用トラス梁の製作において、長さ7.6m、重量約1tの梁を定格荷重2.0tの片脚橋型クレーンで立てたまま移動させ、玉外し後にクレーンの巻上げ操作をしたところ、玉掛け用具が立てていた梁に引っかかり、倒れた梁とクレーン脚部との間にはさまれたものの。
3月	兵庫局	鋼製部品の内面に肉盛り溶接を施した箇所を切削加工した後、当該鋼製部品の上面側より、切削加工の状態を目視で確認していたところ、下降してきたラム(切削工具を取り付けた往復運動する部分)の下面と鋼製部品の上面との間に頭部をはさまれたものの。
3月	岩手局	ドラグ・ショベルを使用して鋼管杭の蓋をつり上げる作業中、被災者が、当該ドラグ・ショベルの右脇に近接していた鉄柵を番線で結束していたところ、当該ドラグ・ショベルが左旋回した際、上部旋回体と鉄柵の間にはさまれたものの。
3月	徳島局	作業場のひさしの上で、作業場外壁の塗装作業を行っていたところ、ひさしのスレート部分を踏み抜き、地面(コンクリート舗装)に墜落したものの。
3月	千葉局	自社工場のスレート屋根の修繕作業を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き、高さ約5メートル下のコンクリート床に墜落したものの。
4月	滋賀局	鉄骨加工物の塗装作業において、天井クレーンを操作し加工物を地上から1.6mの高さまでつり上げたままの状態での加工物の下部を塗装していたところ、2点つりで玉掛けしていたワイヤロープのうちの1本が天井クレーンのフックから外れ、加工物が激突したものの。
5月	愛媛局	不安定な状態で置かれた鉄骨柱の張り出し部分に被災者が乗り、その際に鉄骨が回転し、被災者の頭部に鉄骨の張り出し部分が激突し、高さ約1.2メートルの高さから墜落したものの。
6月	岡山局	屋外の資材置場で、工場内で製造したH型鉄骨支柱を移動式クレーンでトラックからつり上げていたところ、つりクランプが外れて鋼材が落下し、被災者(玉掛け者)が下敷きとなったものの。
6月	千葉局	天井クレーンで鉄骨を移動させた際、荷外しされたハッカーがフックにかかった状態でクレーン操作をしたため、ハッカーが鉄骨に引っかかったことによりつり上がり、鉄骨が被災者に向かって倒れ、下敷きとなったものの。
6月	富山局	工場内において、被災者がホイスト式天井クレーンを移動させていたところ、クレーンフックに掛けてあった吊り具のハッカーが床に置いてあった二段積みの鋼材のフランジ部分に引っ掛かり、二段目の鋼材がバランスを崩し傾いたところ、横に置いてあったH型鋼との間に被災者の頭がはさまれたものの。
6月	東京局	トラックで搬入された鉄板束を天井クレーンで所定位置への運搬中、クレーンを走行させたところ、鉄板束のバランスが崩れ、当該鉄板が被災者の上に飛来・落下したものの。